

工事の着手

「工事の着手」の時点とは、「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留め工事」又は「根切り工事」に係る工事が開始された時点のことをいう。

「工事の着手」に該当しない行為の例は、以下のとおりである。

※工事の着手に該当しない行為の例

- ・地盤調査のための掘削、ボーリングの実施
- ・現場の整地及びやり方
- ・地鎮祭の挙行
- ・現場の仮囲いの設置
- ・現場事務所の建設
- ・既設建築物の除却
- ・現場への建設資材、建設機械の搬入
- ・工事請負契約の締結

関連告示	
参 考	昭和41年3月17日住指発第83号